

川越市中小企業者事業継続緊急支援金【拡充版】 Q&A集

番号	質問	回答																							
① 支援金の交付対象者																									
1	支援金の対象となる中小企業者とは何か。	<p>中小企業基本法第2条第1項に規定する「中小企業者」及び同法第2条第5項に規定する「小規模企業者」をいいます。また、「個人事業主」「フリーランス」の方も対象となります。詳細は以下の表のとおりです。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="text-align: center;">業種</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)</th> <th style="text-align: center;">小規模企業者</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">資本金の額又は出資の総額</th> <th style="text-align: center;">常時使用する従業員の数</th> <th style="text-align: center;">常時使用する従業員の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">① 製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)</td> <td style="text-align: center;">3億円以下</td> <td style="text-align: center;">300人以下</td> <td style="text-align: center;">20人以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">② 卸売業</td> <td style="text-align: center;">1億円以下</td> <td style="text-align: center;">100人以下</td> <td style="text-align: center;">5人以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">③ サービス業</td> <td style="text-align: center;">5,000万円以下</td> <td style="text-align: center;">100人以下</td> <td style="text-align: center;">5人以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">④ 小売業</td> <td style="text-align: center;">5,000万円以下</td> <td style="text-align: center;">50人以下</td> <td style="text-align: center;">5人以下</td> </tr> </tbody> </table>	業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数	① 製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下	② 卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下	③ サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下	④ 小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下
業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)			小規模企業者																					
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数		常時使用する従業員の数																					
	① 製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下																					
② 卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下																						
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下																						
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下																						
2	一般社団法人や一般財団法人などは対象となるか。	<p>中小企業基本法上の「会社」に該当しないと解されることから、対象とはなりません。他にも、特定非営利活動法人(NPO)、事業協同組合、商工組合、学校法人、宗教法人、医療法人(個人開業医は対象)、社会福祉法人、特定目的会社、農事組合法人及び任意のグループなども対象とはなりません。</p>																							
3	農家は対象となるか。	<p>農業法人(会社法の会社又は有限会社に限ります)及び農家(個人農家)は、中小企業基本法上の中小企業者に該当するため、対象となります。</p>																							
4	川越市外に本社(主たる事業所)があり、事業所の一部が川越市内にある。この場合は対象者となるか。	<p>本社(主たる事業所)が市外の場合でも、支援金の申込みの日以前、川越市内に3箇月以上事業所があれば対象となります。また、申請書に川越市内の事業所の所在地を記入していただき、確定申告書類の写し、営業許可書の写し等、市内で3箇月以上事業をしていることが分かる資料を添付してください。</p>																							
5	売上高は法人全体で計算するのか。	<p>売上高につきましては、法人全体で計算をしてください。市外に本店(及び事業所)がある場合も含め、全体で計算をしてください。</p>																							
6	売上高について、法人全体としては売上高減少率15%以上を満たさないが、川越市内の事業所としては要件を満たしている。この場合、申請は可能か。	<p>売上高は、事業所単位ではなく法人単位で計算をすることから、法人全体として売上高減少率15%以上を満たしていない場合、対象外となります。</p>																							
7	個人事業主の場合、自宅住所が川越市内、事業所(店舗、工場等)が川越市外の場合、申請は可能か。	<p>事業所(店舗、工場等)の所在地が川越市内であることが要件であるため、申請はできません。事業所(店舗、工場等)の所在地が川越市内であることの証明書類(Q8参照)の提出をお願いいたします。</p>																							

川越市中小企業者事業継続緊急支援金【拡充版】 Q&A集

番号	質問	回答
8	3箇月以上引き続き市内において事業を営んでいるとは、どのように確認をするのか。	<p>以下の書類で確認を行います。</p> <p>①営業許可書の写し、②賃貸借契約書の写し、③固定資産家屋評価額証明書(一般用)、④公共料金の支払い領収書の写し、⑤個人事業の開業・廃業等届出書の写し、⑥所得税青色申告決算書(青色申告の場合)又は収支内訳書(白色申告の場合)</p> <p>法人の場合は、上記①～④のいずれかを提出 個人事業主の場合は、上記①～⑥のいずれかを提出</p> <p>※いずれの書類も「市内の事業所所在地」の記載があるものをご提出ください。</p>
9	個人事業主の場合、売上高とは具体的にどういう収入か。	「所得税青色申告決算書(青色申告の場合)」又は「収支内訳書(白色申告の場合)」の「売上(収入)金額」の項目に該当する収入のことを言います。
10	売上高減少率の対象月となる2月～12月とは、任意で選択していいのか。	2月～12月のうち、売上高の減少率が15%以上である月を選択してください。
11	売上高の減少率が15%以上であることの確認はどのように行うのか。	<p>売上高減少申告書・誓約書(様式第2号)に令和2年2月～12月の任意に選択した1箇月間の売上高及び前年同月(創業後1年未満で、前年同月の売上高と比較困難な場合は、直近2箇月間)の売上高を記入してください。</p> <p>また、根拠資料として以下の資料の提出が必要となります。</p> <p>①令和2年2月～12月のいずれか1箇月間の売上高が分かる書類 ・月別の売上台帳、月別試算表(損益計算書部分のみ) 等</p> <p>②前年同月の1箇月間(創業後1年未満の場合は、直近2箇月間)の売上高が分かる書類 ・法人の場合:「確定申告書別表一」及び「法人事業概況説明書(表面及び裏面)」 ・個人事業主の場合:「所得税青色申告決算書(青色申告の場合、1-2枚目)」 ※法人、個人事業主共に、上記記載の書類の提出がない場合は、月別の売上台帳、月別試算表(損益計算書部分のみ)の提出が必要となります。</p>
12	令和2年2月～12月のいずれか1箇月間の売上高について、見込額で申請することは可能か。	見込額では申請できません。月締め後、正確な売上高での申請をお願いいたします。
13	令和2年2月～12月のいずれか1箇月間の売上高について、売上高がゼロの場合、どのような書類を提出すれば良いか。	売上高がゼロと記載されている売上台帳、通帳の写しなど、客観的に売上高がゼロであることが分かる書類をご提出ください。

川越市中小企業者事業継続緊急支援金【拡充版】 Q&A集

番号	質問	回答
14	業態上、毎月の売上高が変動的であり、令和2年2月～12月の中で売上高が増加している月もある。この場合申請は可能か。	令和2年2月～12月のいずれか1箇月間の売上高減少率が15%以上であれば申請可能です。ただし、売上高の減少が新型コロナウイルス感染症の影響による場合に限りです。
15	1年前から店舗や工場、支店等の増加、新たな事業の開始、新規設備導入等の設備投資などにより前年より企業が成長していることにより、現在の企業全体の売上高と、前年同月の売上高を比較することが適当ではない場合、申請は可能か。	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経営の安定に支障が生じているにも関わらず、前年以降、店舗や工場、支店等の増加、新たな事業の開始、新規設備導入等の設備投資などによって、売上高の前年比較では申請が困難な場合、特例として、令和2年2月～12月の間で選択したひと月の売上高と、その選択したひと月の売上高の直近2か月間の平均額を比較します。
16	令和元年10月から消費税率が10%となったことにより、売上高が増加し、減少率の基準を満たさない場合、申請は可能なのか。	消費税抜きの売上高の比較により減少率を算出してください。
17	申請後、市外に事業所を移転する予定だが、この場合申請は可能か。	申請できません。支援金申請日以降も川越市内で事業を継続していく意思があることが要件となります。
18	新型コロナウイルス感染症の影響をどのように確認するのか。	売上高減少申告書・誓約書(様式第2号)の「誓約・同意事項」において、「新型コロナウイルス感染症による影響のため、売上高の減少が生じたものです」と記載しており、当該書類に記名・押印をし誓約・同意していただくことで確認を行います。 ※電子申請の場合は、申請フォーム内で誓約・同意していただくことで確認を行います。
19	令和2年6月30日で申請受付を終了した「川越市中小企業者事業継続緊急支援金」について、個人事業主として支援金の交付を受けた後、法人として新たに事業を開始した。この場合、「川越市中小企業者事業継続緊急支援金【拡充版】」の申請は可能か。	以下の条件を全て満たす場合、申請が可能です。 ①法人として事業開始後、支援金申請日までに3箇月以上市内で事業を営み、今後も事業を継続していく意思があること。 ②法人設立月～令和2年12月の間で選択したひと月の売上高と、その選択したひと月の売上高の直近2箇月間の平均額を比較して、売上高減少率が15%以上であること。 ※郵送申請の場合、「売上高減少申告書・誓約書(様式第2号)」は「創業者用」を使用 ③提出書類が全て法人のものであること。(個人事業主として事業を行っていた際の資料は、提出書類としては認められません)
②支援金の申請手続き		
20	申請書類はどこで受け取れるか。	市公式ホームページから申請書類をダウンロードできます。また、市役所1階総合案内、市民センター及び川越商工会議所にて配布しています。

川越市中小企業者事業継続緊急支援金【拡充版】 Q&A集

番号	質問	回答
21	申請方法について、電子申請又は郵送となっているが、直接市役所に持参することは可能か。	<p>新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、窓口での申請手続きによる「密集」「密接」を防ぐため、原則、電子申請又は郵送をお願いいたします。</p> <p>なお、市役所1階に特設ボックスを設置しておりますので、直接お越しいただいた場合には、この特設ボックスへ投函することも可能です。</p> <p>また、郵送先は下記の宛先へお願いいたします。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">郵送先: 350-8601 川越市役所 中小企業者事業継続緊急支援金担当</p> </div>
22	市民センターへの申請は可能か。	市民センターへの申請は受け付けておりません。原則、電子申請又は郵送をお願いいたします。
23	提出書類の「市内で3箇月以上事業を営んでいることが確認できる書類」とは、申請時チェックリストに記載されている資料を全て提出しなければならないのか。	<p>いずれか1つをご提出ください。</p> <p>※公共料金の支払い領収書の写しを提出する場合は、3箇月分の提出が必要です。</p>
24	提出書類の「市内で3箇月以上事業を営んでいることが確認できる書類」について、申請時チェックリストに記載されている書類がいずれも提出できない場合、代替書類として何かがあるか。	社用車の保険証券(法人に限る)、取引先からの注文書・請求書、ホームページなどが挙げられます。いずれの書類も「法人名(個人の場合は屋号)」、「事業所の所在地」などの記載があり、市内で3箇月以上事業を営んでいることが客観的に判断できることが要件となります。
25	申請時チェックリストの「固定資産家屋評価額証明書(一般用)」について、「固定資産税・都市計画税納税通知書」を代替資料として提出することは可能か。	<p>問題ありません。その場合、「固定資産税・都市計画税納税通知書」の「表紙(P.1)」及び「課税資産(家屋)明細書(P.3)」をご提出ください。</p> <p>※「固定資産家屋評価額証明書(一般用)」の「氏名又は名称」欄と、支援金申請書(様式第1号)の「法人代表者の氏名(個人事業主の氏名)」欄の記載が一致していることを確認してください。また、当該書類の「家屋の所在地番」欄(「住所」欄ではありません)が支援金申請書(様式第1号)の「市内事業所の所在地」と一致していることを確認してください。</p>
26	提出書類の「市内で3箇月以上事業を営んでいることが確認できる書類」について、法人市民税(又は市県民税)の納税通知書又は領収証書を根拠資料として提出することは可能か。	<p>・法人市民税の場合、記載住所が本店登記地(≠事業所の所在地)であるため、根拠資料とは認められません。</p> <p>・市県民税の場合、普通徴収の場合は自宅住所、屋号登録している特別徴収の場合は登録住所が記載されますが、いずれも客観的に事業所の所在地であるとの判断ができないため、根拠資料とは認められません。</p> <p>※実態として本店登記地と事業所所在地が同じ場合は、ホームページなどの裏付け資料の提出も併せてご提出ください。</p>

川越市中小企業者事業継続緊急支援金【拡充版】 Q&A集

番号	質問	回答
27	確定申告書類はどの部分を提出すればよいか。	<p>以下のとおり、コピーいただき提出をお願いします。 法人:「確定申告書別表一」及び「法人事業概況説明書(表面及び裏面)」</p> <p>個人:①所得税青色申告決算書(青色申告の場合、1-2枚目) ②収支内訳書(白色申告の場合、1枚目)</p> <p>なお、いずれも収受日付印が押されているものに限ります。また、e-Taxによる申告の場合は、「受信通知」など、データを送信したことがわかる書類の添付をお願いいたします。</p>
28	確定申告書類に収受日付印が押印されていない場合、どうすればよいか。	<p>提出先の税務署で取得するか、税務署で収受日付印が押されたものを閲覧(閲覧方法は税務署へお尋ねください)し、写真に撮ってプリントアウトしたものをご提出ください。取得方法等詳しくは、税務署へお尋ねください。</p>
29	所得が基礎控除内(38万円)の場合など、税務署にて確定申告をする必要がないと判断されたため確定申告をしていない。この場合申請は可能か。	<p>以下①・②の要件を満たせば申請は可能です。</p> <p>①事業所が川越市内にあることを証明する書類として、以下のいずれかの書類の提出をお願いいたします。※以下のいずれの書類も「市内の事業所所在地」の記載があるもの</p> <p>法人:「営業許可書の写し」、「賃貸借契約書の写し」、「固定資産家屋評価額証明書(一般用)」、「公共料金の支払い領収書の写し」 個人:「個人事業の開業・廃業等届出書の写し」、「営業許可書の写し」、「賃貸借契約書の写し」、「固定資産家屋評価額証明書(一般用)」、「公共料金の支払領収書の写し」、「所得税青色申告決算書(青色申告の場合、1-2枚目)又は収支内訳書(白色申告の場合、1枚目)」</p> <p>②「令和2年2月～12月のいずれか1箇月の売上高」と「前年同月の売上高」が分かる書類として、「月別の売上台帳」「月別試算表(損益計算書部分)」の提出をお願いいたします。</p> <p>※電子申請の場合、確定申告書類は「添付必須項目」に設定されているため、申請フォーム内の「添付2」の書類を確定申告書類の枠に添付し、「添付2」の枠は添付なしで申込をお願いいたします。</p>
30	確定申告書類を紛失した。どうすればよいか。	<p>川越税務署で再発行できますので、手続きをお願いいたします。</p>

川越市中小企業者事業継続緊急支援金【拡充版】 Q&A集

番号	質問	回答
31	e-Taxで確定申告をした場合、提出書類はどうすればいいか。	受信通知など、データを送信したことが分かる書類を追加で添付してください。
32	申請処理が不備なく受理されたかどうかを確認したい。	郵送の場合は、書類を確認後、不備がなければ交付通知書を本店所在地に送付いたします。不備があった場合、電話等で問い合わせをさせていただきます。 また、電子申請の場合は、交付通知書の送付前に「受理完了通知メール」が送信されるため、そちらでもご確認いただけます。
33	国の持続化給付金の給付を受け、提出書類として当該給付金の給付通知書の写しを提出しようと思っていたが、紛失してしまった。この場合、どうすれば良いか。	以下の①・②のどちらかを添付してください。 ①銀行で発行してもらえる国の持続化給付金が振り込まれた通帳の入金月の取引明細書 ②令和2年2月～12月のいずれか1箇月間の売上高が分かる書類 ※月別の売上台帳、月別試算表(損益計算書部分のみ) 等 ・前年同月の1箇月間(創業後1年未満の場合は、直近2箇月間)の売上高が分かる書類 ※法人の場合:「確定申告書別表一」及び「法人事業概況説明書(表面及び裏面)」 ※個人事業主の場合:「所得税青色申告決算書(青色申告の場合、1-2枚目)」 ⇒法人、個人事業主共に、上記記載の書類の提出がない場合は、月別の売上台帳、月別試算表(損益計算書部分のみ)の提出が必要となります。
34	国の持続化給付金の給付を受け、提出書類として当該給付金の給付通知書の写しを提出しようとしているが、この場合も「売上高減少申告書・誓約書(様式第2号)」を提出する必要があるか。また、提出する場合は、減少率の計算式をどのように記入すれば良いか。	国の持続化給付金の給付通知書の写しを提出いただく場合も、「売上高減少申告書・誓約書(様式第2号)」は提出していただけます。また、減少率の計算式は、持続化給付金の申請をした際の「対象月」及び「売上高」を記入してください。
35	国の持続化給付金の給付を受け、提出書類として当該給付金の給付通知書の写しを提出しようとしているが、持続化給付金の申請に係る対象月を「1月」とした場合であっても、給付通知書の写しを提出するだけで良いか。また、対象月を「1月」とした場合、「売上高減少申告書・誓約書(様式第2号)」には1月の売上高を記入すれば良いのか。	国の持続化給付金の申請に係る対象月を「2月～12月」のいずれか1箇月とした場合のみ、国の持続化給付金の給付通知書の写しを根拠書類として提出することが可能です。 「川越市中小企業者事業継続緊急支援金【拡充版】」は、基準期間を「2月～12月」のいずれか1箇月としているため、国の持続化給付金の対象月を「1月」として給付を受けた場合は、給付通知書の写しを根拠資料とすることはできません。この場合は、持続化給付金の給付を受けていない方と同様の書類(申請時チェックリスト【6】【7】【8】を参照)をご提出ください。

③ 支援金の額、回数、申請期限

36	複数の事業者(中小企業)の代表を兼ねているが、それぞれの事業者において10万円の給付が受けられるのか。	支援金申請日までに市内で3箇月以上事業を営んでいれば、それぞれの事業者において10万円の給付が受けられます。
37	川越市内に複数の事業所(店舗、工場等)があるが、事業所(店舗、工場等)ごとに10万円の給付が受けられるのか。	事業者(中小企業)ごとの給付となるため、川越市内に複数の事業所(店舗、工場等)があった場合でも、10万円の給付となります。

川越市中小企業者事業継続緊急支援金【拡充版】 Q&A集

番号	質問	回答
38	売上高が交付額より低い場合であっても、申請は可能か。また、交付額は、売上高の減少率に関わらず一律10万円か。	令和2年2月～12月のいずれか1箇月間の売上高減少率が15%以上であれば申請可能です。また、一律10万円の支給となります。
39	申請期限が令和3年2月28日となっているが、2月28日に申請しても大丈夫か。	あくまで予算の範囲内での給付となることから、申請状況によっては2月28日以前に申請受付を終了する場合がございます。その場合、市公式ホームページ等で周知をさせていただきます。
40	支援金の受取方法は口座振込のみか。現金の受取はできないか。	口座振込のみとなります。現金での受取はできません。
41	支援金が振り込まれるまでどれくらいの時間がかかるか。	申請書類に不備がない場合、1週間程度で指定口座へ入金いたします。

④申請書類の記入方法

42	売上高減少率の端数の計算方法はどうすればいいか。	小数点以下は切捨てとなります。 例：14.99%⇒14%（対象外） 15.01%⇒15%（対象）
43	申請書の添付資料は写しで良いか。	写しで構いません。

⑤その他

44	支援金は課税対象となるか。	今回の中小企業者への支援金につきましては、事業者支援としての性質上、課税扱いとなります。しかしながら、必ずしも税負担が生じるものではありません。 支援金の支給額を含めた1年間の収入から必要経費を差し引いた収支が赤字となる場合や、収支が黒字であっても医療費控除などの所得控除を差し引いた残額がない場合などには、所得税の負担は生じません。ご不明な点等がございましたら、最寄りの税務署までご連絡ください。
45	他の給付金等の支援制度はあるか。	国の持続化給付金、家賃支援給付金、埼玉県の中小企業・個人事業主等家賃支援金などがございます。
46	国の持続化給付金とどのように違うか。	給付対象者の要件などが異なります。持続化給付金の問い合わせ先は以下のとおりです。 ○持続化給付金事業コールセンター 直通番号：0120-115-570 / IP電話専用回線：03-6831-0613 受付時間：8時30分～19時00分